

戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 7 号）の一部改正

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p><b>第 3 条</b> 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で、往復（連絡運輸とならないもので、順路が 2 途以上ある場合には、その順路内において往路と復路とが異なるものを含む。）となるものに限る。ただし、沖縄県に居住する遺族に対しては、普通乗車券で片道となるものであつてもこの取扱いをする。</p> <p>(取扱区間)</p> <p><b>第 4 条</b> 取扱区間は、居住地もよりの旅客鉄道会社線又は連絡会社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路<del>（往復乗車券の往片又は連続乗車券の第 1 券片）</del>は居住地もよりの駅から東京都区内の駅で、復路<del>（往復乗車券の復片又は連続乗車券の第 2 券片）</del>は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。この場合、連絡運輸となるもので、東京都区内旅客鉄道会社線駅が連絡運輸区域外であつてもこの取扱いをする。</p> <p>2 前項の場合、沖縄県に居住する遺族については、新橋・浜松町・桜木町・三ノ宮又は鹿児島島の各駅を居住地もよりの旅客鉄道会社線駅とみなして取り扱う。この場合、遺族の出発する駅と帰着する駅とが同一の駅とならないときであつてもこの取扱いをする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p><b>第 3 条</b> 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で、往復<b>乗車</b>（連絡運輸とならないもので、順路が 2 途以上ある場合には、その順路内において往路と復路とが異なるものを含む。）となるものに限る。ただし、沖縄県に居住する遺族に対しては、普通乗車券で片道<b>乗車</b>となるものであつてもこの取扱いをする。</p> <p>(取扱区間)</p> <p><b>第 4 条</b> 取扱区間は、居住地もよりの旅客鉄道会社線又は連絡会社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路は居住地もよりの駅から東京都区内の駅で、復路は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。この場合、連絡運輸となるもので、東京都区内旅客鉄道会社線駅が連絡運輸区域外であつてもこの取扱いをする。</p> <p>2 前項の場合、沖縄県に居住する遺族については、新橋・浜松町・桜木町・三ノ宮又は鹿児島島の各駅を居住地もよりの旅客鉄道会社線駅とみなして取り扱う。この場合、遺族の出発する駅と帰着する駅とが同一の駅とならないときであつてもこの取扱いをする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

2026 年 3 月 14 日から施行する。